

随意契約理由書

1 業務名	施工管理業務（2019年度）
2 業者名	阪神高速技研株式会社
3	
<p>本業務は、主に当社の構造物及び施設の新設・改築等に係る協議用資料作成、検査、立会、書類審査等の施工管理全般を実施する業務であり、その円滑かつ効率的な実施のためには、当社の業務、積算・諸技術基準、管理規定等に精通した上で、当社の意図を的確にかつ迅速に反映し、施工管理の技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図ることが必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、基準・規定を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、施工管理の技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	

注1) 随意契約理由は、個々の契約に即したできるだけわかりやすいものとすること。

※ 建設コンサルタント業務等及び購入等の場合は、様式中「工事名」等の表記を

「業務名」に書き換えて使用するものとする。